

## 議第121号

### 呉市火災予防条例及び呉市火入れに関する条例の一部を改正する条例 の制定について

呉市火災予防条例及び呉市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

### 呉市火災予防条例及び呉市火入れに関する条例の一部を改正する条例 (呉市火災予防条例の一部改正)

第1条 呉市火災予防条例（昭和37年呉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第3章の2 略	第1章～第3章の2 略 <u>第3章の3 林野火災の予防（第30条の8）</u>
第4章～第8章 略 付則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)	第4章～第8章 略 付則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)
第30条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。  (1)～(5) 略 <u>(6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u> (住宅における火災の予防の推進)	第30条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。 (1)～(5) 略  (住宅における火災の予防の推進)
第30条の7 略	第30条の7 略 <u>第3章の3 林野火災の予防（林野火災に関する注意報）</u>
	第30条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。 <u>2 呉市の区域内に在る者は、前項の規定による注意報が発せられたときは、当該</u>

	<u>注意報が解除されるまでの間、第30条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u>
(火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等の届出)	(火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等の届出)
第51条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。	第51条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。
(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為	(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>(たき火を含む。)</u>
(2) ~ (6) 略	(2) ~ (6) 略

#### (呉市火入れに関する条例の一部改正)

第2条 呉市火入れに関する条例（昭和62年呉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(火入れの中止)	(火入れの中止)
第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、 <u>異常乾燥注意報</u> 又は火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。	第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報 <u>若しくは乾燥注意報が発表され、</u> 又は林野火災に関する注意報 <u>若しくは火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。</u>
2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、 <u>異常乾燥注意報</u> 又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。	2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報 <u>若しくは乾燥注意報が発表され、</u> 若しくは林野火災に関する注意報 <u>若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</u>

#### 付 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

#### (提案理由)

林野火災の予防を目的として、林野火災に関する注意報の発令、森林等における火入れの中止の条件等について所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。